

ポール看板では二柱式ポール看板の本体が落下する事故が多く見られます。

設置から年月が経ったものは、基礎ポールの根腐れにより根元から倒壊する恐れがあります。設置の際は、ポールの根元に水がたまらないようコンクリートに傾斜をつける等の注意が必要です。さらに、基礎ポールや看板の鉄骨部分に溶融亜鉛メッキを施すと、サビに強く耐久性が高くなります。

「串刺し式看板」では、看板本体の下端と先端ポールのベースプレートが溶接されている部分に水が入り、先端ポールの付け根が腐食し、看板本体が落下したケースもあります。

CHECK POINT!!

ポールの根元、看板本体とポールの接合部分にサビが出ていないか確認しましょう。

看板本体からポールへの汚ダレにも注意。発見したら専門業者に相談を！



ポールの根元にサビが発生



ポールの根腐れ（実際に倒れた看板）



ポールの根腐れによる倒壊



看板本体からポールへの汚ダレ

3-4

看板の種類とチェックポイント

おくじょう

屋上看板

屋上看板では、経年劣化による耐久性の低下が大きな問題となっています。近年、増加する空きビルには広告の表示がなく、骨組だけが残されているケースが多く見られます。

利益を生まない看板は放置されがちです。長年に渡って放置された屋上看板は、サビによる腐食でボロボロになり、撤去工事に危険が伴う場合もあり多額の費用がかかります。また、外照式の照用器具は、アームや接合部分が腐食して落下する恐れがあります。

自社ビルの屋上看板は、点検を忘れがちです。ご注意ください。



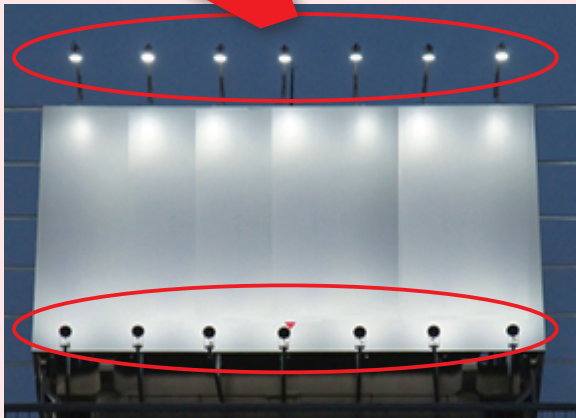
CHECK POINT!!

老朽化した屋上広告塔の骨組みは、サビによる腐食でボロボロに。もしも落下したら…



CHECK POINT!!

アーム接合部分の腐食やボルトのゆるみがあると、器具が落下する恐れがある。屋上看板では、小さなボルトの落下も、重大な事故に。



外照式の屋上看板では、照明器具の安全点検も忘れずに！

3-5

看板の種類とチェックポイント

おき 置看板(スタンド看板)

置看板を設置する場合は設置場所の状況や人の動線に配慮し、敷地内に置きましょう。

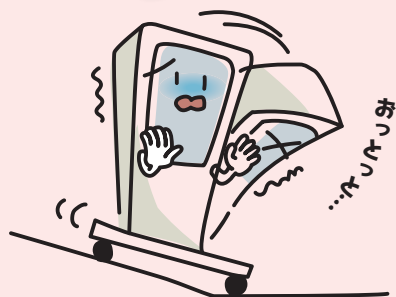
キャスター付きスタンド看板を傾斜地に置くと、勝手に動き出して転倒する恐れがあります。また、歩道などに置くと、通行の妨げになり、交通事故を引き起こす危険がありますので、絶対にやめましょう。

台風など強風が予想される場合は、屋内にしまうか、飛ばされないように固定しましょう。



CHECK POINT!!

キャスターは正常な状態ですか。電源コードは傷ついていませんか。
キャスター付の看板を、傾斜地や歩道などに置いていませんか。



傾斜地に置くと転倒の恐れが



歩道などに置くと通行の妨げに

内照式のスタンド看板のようにコンセントの付いた看板は、「電気用品安全法」を守らなければなりません。



※「特定電気用品以外の電気用品」の「広告灯」に該当スタンド看板を選ぶときはPSEマークのシールを確認してください。



【詳細は「電気用品安全法」(経済産業省)のホームページへ】
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/>

3-6

看板の種類とチェックポイント アーチ看板

商店街の入口等によく見られ、道路上の空中を横断するアーチ状に設置された看板です。商店街等の団体が所有する場合は管理体制や責任者を明確にし、定期点検スケジュールを作成しておくことをお勧めします。

万一、団体が解散するようなときは、確実な譲渡先を見つけるか、責任を持って撤去工事を行うようにしてください。



撤去されずに残されたアーチ看板

CHECK POINT!!

根元や本体部分からサビは出ていませんか。
高所にあり、落下事故のリスクが高いため、専門業者に点検を依頼しましょう。

渋谷商店街 アーチ看板落下事故

1997年6月20日台風7号が関東地方に上陸し、強風で渋谷区の商店街入口に設置されていた旧アーケード看板(重さ4トン)が倒壊し、数人が下敷きとなり、男性一人が死亡する事故が発生した。看板製作会社は所有者に点検の案内をしたが、放置されていた。この事故では商店街組合、役員、理事が1億円の賠償金を支払うこととなった。看板の事故は賠償金等の多大なリスクがあることを、お忘れなく。



台風で落下した時の様子

4

守るべき看板のルール

屋外広告物を設置する際は、各自治体の屋外広告物条例や関係法令を遵守しなければなりません。法令を遵守し、市民生活の安全を守ることは企業や店舗等の社会的責任です。

また、関係法令は多岐にわたり、全てを把握することは困難な場合がありますので、詳細は自治体にご相談ください。

(1) 屋外広告物条例

都道府県や市町村が屋外広告物法に基づいて定めた屋外広告物のルールです。屋外広告物を設置する際には、事前に申請し許可を得なければなりません。また、設置工事は各自治体に屋外広告業登録がある業者に依頼してください。

(2) 建築基準法

① 工作物確認申請（建築基準法第 88 条）

看板の高さが 4m を超えるもの（袖看板、壁面看板、建植看板、屋上看板、アーチ看板等）は、工作物確認申請による構造の審査が必要です。

② 防火地域内の規制（建築基準法第 66 条）

防火地域内にある看板、広告塔等で、建築物の屋上に設けるもの、又は高さ 3m を超えるものは、主要部材を不燃材料で造るか、又は不燃材料で覆わなければなりません。

(3) 景観法・景観条例

景観に関する指定地区に設置するものや大規模建築物の壁面等に設置するものには、大きさ、高さ、色彩等の基準がある場合があります。

(4) その他関係法令

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 都市計画法 | ② 道路法・道路交通法 |
| ③ 自然公園法 | ④ 文化財保護法 |
| ⑤ 消防法 | ⑥ バリアフリー新法 |
| ⑦ 製造物責任法（PL 法） | ⑧ 電気用品安全法 |
| ⑨ 電気設備技術基準 | |

(1) 自然環境による要因

看板は雨や風、強い日射しなどの厳しい自然にさらされています。また、台風の強大化、ゲリラ豪雨、竜巻、極端な高温などの異常気象も脅威です。

- ① **雨** 酸性雨により金属の腐食が進み看板の劣化が加速するほか、ゲリラ豪雨により、看板内部に水が回り込み漏電を起こすことがある。金属の電食を進める場合も。
- ② **風** 強風により袖看板や盤上式ボール看板などの接合部分が破損し本体が落下するほか、竜巻で看板がなぎ倒されたり、破損したりする。
- ③ **気温** 極端に高温な気温では、電材の劣化を促進させたり、自然発火による火災につながることもある。熱膨張によりアクリル板面が歪み枠から外れ落下することも。
- ④ **塩害** 潮風の影響で、鉄骨のサビや樹脂の劣化が激しくなる。
- ⑤ **雷** 数 m 以内に雷が落ちると看板に過電流が流れて火災になることがある。
- ⑥ **大雪** 看板に積もった雪の重みで破損。雪溶け水が老朽化した看板のひびや穴などから内部に浸入し、腐食することがある。
- ⑦ **地震** 震度 5 強の揺れでは、壁や天井にひびが入りアンカーの強度が落ちる。

(2) 人為的な要因

設計、施工不良を防ぐには、信頼できる専門業者を選ぶことが大事です。

- ① **設計不良** 強度計算のミス等により、十分な強度が得られないもの。
- ② **施工不良** 設計図通りに施工されない等により、十分な強度を得られないもの。

(3) 経年劣化による要因

老朽化した看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替え等の対策を行いましょう。

- ① **塗膜の劣化**
紫外線、熱、雨（酸性雨）等の影響により劣化し、腐食する。
- ② **金属疲労**
固体金属材料が長期間に渡り繰り返し力を受けた結果、亀裂が生じたり、強度が低下したりする。
- ③ **経年プラスチックの脆化**
長期間に使用しているアクリル面板などが、紫外線などの影響でもろくなり、飛散、落下することがある。

6

身近に潜む看板事故の危険

近年、ニュースに取り上げられる看板事故が目立つようになりました。バブル期に設置された大看板が管理されずに放置されるケースもあり、身近なところに思わぬ危険が潜んでいるかもしれません。

| 時期 | 内容 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2007.06 | 新宿駅西口にある雑居ビルのイタリア料理店の看板落下。女性が下敷きになり、骨盤骨折の重傷を負った。詳細は下記の事件事例参照。 |
| 2007.08 | 銀座3丁目、百貨店の看板撤去作業中に不注意から出火し、アクリル製の看板が燃えた。JR有楽町駅に近い百貨店のビルなどが立ち並ぶ繁華街で、消防車約40台が出動して消火にあたった。 |
| 2013.03 | JR赤羽駅前のバス停留所で、強風の影響で看板が飛ばされ、通行中の30歳の男性に直撃した。看板は、横が約1メートル50センチ、縦が約80センチの大きさで、男性は右手首が折れた他、顔にもケガをした。 |
| 2013.05 | 新宿駅西口近くの10階建てビル屋上に設置された消費者金融の看板のステンレス製枠の一部が落下。約35m下の歩道を歩いていた女性に当たり軽傷。 |
| 2013.10 | 秋葉原にある家電量販店の看板枠材が落下する恐れがあり、東京消防庁は、はしご車を出動させ応急処置にあたった。けが人なし。 |
| 2014.03 | 西武新宿線の鷺ノ宮駅の上りホームで、高さ約4mの天井から2本の支柱でつり下げていた重さ約22kgの金属製案内看板が落下。けが人なし。 |
| 2014.05 | 神戸市中央区のJR神戸線元町駅そばの高架下で、駅名の表示板が落ちかけているのを通行人が見つけた。けが人なし。 |
| 2014.07 | 沖縄県地方を襲撃した台風8号(ノグリー)の強風によりアイスクリーム店の看板が倒壊した。 |
| 2015.02 | 札幌市の飲食店で強風により袖看板の付属部材が落下、通行人の女性を直撃し意識不明の重体となった。原因は老朽化によるものだが、30年間、看板本体の安全点検は目視による確認しか行っていなかった。 |

【事件事例】イタリア料理店の看板落下 (2007年6月 新宿)

落下した看板は、雑居ビル1階のイタリア料理店のもので、大きさは縦1.5m、横5m、地上高約3mに設置されていた。材質はスチール製で、かなりの重量があった。会社員の女性が店に入ろうとしたときに落下し、横倒しになった。事故に巻き込まれ下敷きになった女性は、骨盤骨折の重傷。落下した看板を動かそうとした男性も手に軽傷を負った。警視庁新宿署は業務上過失傷害の疑いもあるとみて、ビル管理者や店側などから事情を聴いた。

7

安全のための見える化、しくみ化

(1) 起こる前に防ぐ、“見える化”と“しくみ化”

看板の安全を放置すると、思わぬときに取替えや大規模な補修が生じ、多額の費用負担を強いられることとなります。事故が発生した場合には、その管理体制や企業等の責任を問われることとなります。

多忙な日々の中で、企業や店舗等の安全を確保するためには、清掃や点検、補修、さらに予算管理を含めて、「先が見える」ようにすることが大切です。

そのためには、屋外広告物の許可申請を軸としてスケジュールを組み立てる方法があります。設置する際の安全だけでなく、将来に渡る安全のしくみを確立することが、皆さんの事業を持続可能なものにします。

| 区分 | 内容 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| スケジュール化 | 何をいつ、実施するのか。点検内容と日程を明確にし、予算や組織の配分を行うことで、実施記録の検証が可能となり、具体化が推進されます。 |
| 予算化 | 安全管理には予算の確保が前提です。計画は予算に裏づけがなされて初めて実行可能となるのです。 |
| 組織化 | 誰が実務を推進し、誰が責任を負うのか。最高責任者は、組織が担う社会的責任を理解し、予算と組織の体制を明確化し、実行に移す責任があります。 |
| 記録化 | 実行されたものが、記録され、目に見えるようになっていることが変化に対応し継続するために重要です。記憶に頼らず、記録によって安全を維持するしくみをつくりましょう。 |

(2) 具体的な点検プランとスケジュールづくり

先が見えると、対応もスムーズになります。屋外広告物条例に基づく点検に加え、立地条件（自然環境等）を加味して独自の点検プランを立てましょう。

屋外広告物の許可更新申請のタイミングを基本に総合的な定期点検を行い、老朽化や劣化などにより、補修が必要と判断された箇所は補修計画を立てて修繕を行ってください。ただし、急を要する場合は、即時に補修等の対応をしましょう。

(3) 専門業者に相談

日常点検で危険な兆候を見つけたときは、点検プランやスケジュールづくりについて、信頼できる専門業者に相談しましょう。

8

所有者の日常点検と初動処置

日常の中で、皆さんが確認できることには限界があります。定期点検は専門業者に任せるとして、皆さんのやるべきことは異変に気づくことです。営業日などは、必ず安全パトロールを行いましょう。そして危ないと思ったら、まず最初に立入禁止の処置を行い、見張りを置くことが重要です。次に専門業者に連絡しましょう。また、人通りの多い場所では、警察への連絡もしておきましょう。

看板所有者の日常点検項目（基本的に目視点検で結構です。）

| No. | セルフチェック項目 | 対象の看板 | チェック |
|-----|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 01 | 支柱の根元からサビが出ていませんか | 建植看板（ポール看板・野立看板など） | <input type="checkbox"/> |
| 02 | 看板が傾いていませんか | 建植看板（ポール看板・野立看板など） | <input type="checkbox"/> |
| 03 | ブラケット部よりサビが出ていませんか | 袖看板 | <input type="checkbox"/> |
| 04 | 看板は壁から垂直についていますか | 袖看板 | <input type="checkbox"/> |
| 05 | アクリル板にひびが入っていませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 06 | アクリル板が外れそうではありませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 07 | パネル（表示面）ががたついていませんか | 野立看板・壁面看板 | <input type="checkbox"/> |
| 08 | 照明の不点灯などはありませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 09 | 照明器具は傾いたり、外れかけていませんか | 外照式看板 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 看板部材が欠落していませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |

※震度5強以上の地震や大型台風の後には専門業者に臨時点検の依頼をしましょう。



ブラケットのサビ



主要部材のサビ



看板基礎のひび割れ

9

専門業者による定期安全点検

(1) 専門業者に相談し、定期点検の依頼をしましょう。

専門業者に依頼すると、日常点検では把握できない詳細な点検を行います。

定期点検によって発見した問題点、対応方法、必要な経費について、写真や資料等を提示し、わかりやすく説明してくれる専門業者を選びましょう。

(2) 専門業者が行うこと

まず最初に見積もりを取りましょう。その際に点検項目の確認などをお勧めします。

| No. | 点検項目 | 対象の看板 |
|-----|-------------------------|-----------------|
| 01 | 溶接部分の亀裂や破断の状況 | 共通 |
| 02 | ボルト・ビスのゆるみに状況 | 共通 |
| 03 | 構造体の腐食やサビの状況 | 共通 |
| 04 | 電気配線の劣化状況 | 共通 |
| 05 | 開閉金具（蝶番・パチン錠など）の状況 | 共通 |
| 06 | 外照式の器具・取付金具の状況 | 野立看板・壁面看板・屋上広告塔 |
| 07 | コーキングの状況 | 袖看板・壁面看板 |
| 08 | 照明器具の交換 | 共通 |
| 09 | 看板清掃 | 共通 |
| 10 | 内部鉄骨の補修・タッチアップなど | 共通 |
| 11 | 部品交換 | 共通 |
| 12 | 申請書類の作成 | 共通 |
| 13 | 定期点検のスケジュール管理 | 共通 |
| 14 | 点検報告書の作成 | 共通 |
| 15 | ※看板ごとの管理台帳（看板カルテ）の作成 | 共通 |
| 16 | ※検査機器を使用した点検 | 共通 |
| 17 | ※臨時点検（震度5強以上の地震や大型台風の後） | 共通 |

※通常点検以外のオプション項目

10

各地域の組合と連絡先

一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会加盟団体

| | | | |
|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| (一社)北海道屋外広告業団体連合会 | 011-621-2393 | (一社)近畿屋外広告美術組合連合会 | 06-6776-8118 |
| 東北地区屋外広告美術業組合連合会 | 022-257-0437 | 京都府広告美術協同組合 | 075-451-8663 |
| 青森県屋外広告美術業協同組合 | 0176-51-6572 | 奈良県広告美術塗装業協同組合 | 0743-62-5123 |
| 岩手県屋外広告美術業協同組合 | 019-645-3140 | 大阪屋外広告美術協同組合 | 06-6776-8108 |
| 宮城県屋外広告美術協同組合 | 022-257-0437 | 滋賀県広告美術協同組合 | 077-525-8373 |
| 秋田県屋外広告美術協同組合 | 018-823-8458 | 和歌山県屋外広告美術協同組合 | 073-447-0360 |
| 山形県屋外広告美術協同組合 | 023-615-3120 | 兵庫県屋外広告美術協同組合 | 078-261-9217 |
| 福島県屋外広告美術協同組合 | 024-524-0937 | 中国広告美術業組合連合会 | 082-232-5279 |
| 関東地区屋外広告業組合連合会 | 03-3626-2232 | 岡山県屋外広告美術協同組合 | 086-250-3454 |
| 茨城県屋外広告美術協同組合 | 029-243-8655 | 広島県広告美術協同組合連合会 | 082-232-5279 |
| 栃木県屋外広告美術協同組合 | 028-636-1051 | 鳥取県広告美術業協同組合 | 0859-33-6622 |
| 群馬県屋外広告美術業協同組合 | 027-388-9822 | 島根県広告美術協同組合 | 0852-24-8836 |
| 埼玉県屋外広告業協同組合 | 048-572-2941 | 山口県屋外広告美術協同組合 | 0835-28-7034 |
| 千葉県屋外広告美術協同組合 | 043-225-7911 | 四国広告美術組合連合会 | 089-984-0581 |
| 東京屋外広告美術協同組合 | 03-3626-2251 | 香川県屋外広告美術協同組合 | 087-851-7530 |
| (一社)神奈川県広告美術協会 | 0463-74-4575 | 愛媛県屋外広告美術商業組合 | 089-984-0581 |
| 甲信越地区広告美術業組合連合会 | 025-250-0171 | 徳島県屋外広告協同組合 | 088-624-7377 |
| 新潟県広告美術業協同組合 | 025-250-0171 | 高知県屋外広告美術協同組合 | 088-885-3178 |
| 長野県広告美術塗装業協同組合連合会 | 026-241-3500 | 九州広告美術業組合連合会 | 092-531-4968 |
| 北陸地区広告美術業組合連合会 | 076-222-6223 | 福岡県広告美術協同組合連合会 | 092-522-3072 |
| 富山県屋外広告美術協同組合 | 076-424-7740 | 佐賀県屋外広告美術協同組合 | 0952-29-3008 |
| 石川県屋外広告業協同組合 | 076-222-6223 | 長崎県屋外広告美術協同組合 | 095-825-3199 |
| 福井県屋外広告美術協同組合 | 0776-22-6216 | 熊本県広告美術協同組合 | 096-370-5591 |
| 東海広告美術業組合連合会 | 052-551-1823 | 大分県広告美術協同組合 | 097-538-3239 |
| 静岡県広告美術業協同組合 | 054-283-3000 | 宮崎県広告美術協同組合 | 0985-63-3231 |
| 愛知県広告美術業協同組合 | 052-551-1823 | (一社)鹿児島県広告協会 | 099-222-5959 |
| 岐阜県広告美術業協同組合 | 058-245-4472 | 沖縄県広告美術協同組合 | 098-943-6390 |
| 三重県屋外広告美術協同組合 | 059-225-4735 | | |



看板の安全管理ガイドブック

2019年10月第3版発行

発行 屋外広告物適正化推進委員会
〒130-0014 東京都墨田区亀沢 1-17-14 (屋外広告会館)
一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会内

TEL 03-3626-2231 (代)

編集 屋外広告物適正化推進委員会 安全部会